平成２６年（フ）第１２８３号
名古屋市昭和区滝川町47番地の40　シティ・ファミリー八事Ｎ棟113号
債務者　酒井　　功
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３８２号
熊本市西区新土河原１丁目４番28号　フリーデンリーベ801
債務者　後藤　光夫
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１２２号
釧路市浜町２番５号
債務者　大野ケエ子
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月５日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１３８号
愛知県北設楽郡東栄町大字振草字古戸青瀬12番地
債務者　北野　朝子
1　決定年月日時　平成27年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月５日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１４１号
愛知県豊橋市大岩町字前田40番地10（105）
債務者　杉本　幸雄
1　決定年月日時　平成27年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月５日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１４２号
愛知県豊橋市大岩町字前田40番地10（105）
債務者　杉本千枝子
1　決定年月日時　平成27年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月５日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１４３号
愛知県豊橋市大岩町字前田40番地10（105）
債務者　杉本　直史
1　決定年月日時　平成27年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月５日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第２２７６号
大阪府八尾市小畑町４丁目118番地の１　メルヴェイユー山本705号
債務者　田村　奈緒（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９９７号
大阪市西成区千本北１丁目13番17号　メゾンシャピー　401号
債務者　中﨑由紀子（旧姓足立・小泉）
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１２２号
大阪市浪速区恵美須西３丁目13番25―505号
債務者　渡邉　康弘
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１９１号
大阪府枚方市須山町79番３号、前住所愛知県稲沢市長野５丁目103番地１
債務者　新留　健太
1　決定年月日時　平成27年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第９４２号
千葉市花見川区幕張町５―474―26　アルコバレーノマクハリ106号、住民票上の住所高知市福井町3136番地６
破産者　山下　裕也
1　決定年月日　平成27年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６３０号
札幌市豊平区中の島１条７丁目６番24号
破産者　株式会社山本電気工事
1　決定年月日　平成27年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３０号
鳥取県鳥取市元魚町１丁目116番地
破産者　有限会社松田壽藏商店
1　決定年月日　平成27年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２２号
千葉市中央区生実町1601番地４
破産者　京葉ユニット住建株式会社
1　決定年月日　平成27年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１２３号
千葉市美浜区高洲２丁目８番８棟413号
破産者　對馬　　浩
1　決定年月日　平成27年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２１７号
千葉県船橋市丸山２丁目42番４棟404号
破産者　可貴　正博
1　決定年月日　平成27年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係